

執筆者:

E-mail [✉](mailto:root@nishimura-asahi.com) [根立 隆史](mailto:root@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

2022年9月6日、欧州委員会は Illumina, Inc.¹(「Illumina」)による Grail, Inc.(現 Grail LLC²)(「Grail」)の買収(「本件取引」)を禁止する決定を行った³。当該決定は、欧州企業結合届出基準を満たさない企業結合であっても一定の場合に欧州委員会の管轄権を認める旨の2022年7月13日の欧州一般裁判所による歴史的判決⁴を受け、欧州委員会が本件取引について管轄権を行使して禁止決定を行ったものであり、欧州一般裁判所の同判決と共に今後の企業結合実務にも大きな影響を与え得る決定である。

特に注目されるのは、買収対象会社である Grail は欧州において売上が存在しなかったのみならず、全世界において一切の売上が存在しなかったことから、一見すると本件取引の欧州への影響は皆無であって欧州委員会が介入する理由がないようにもみえる点である。

欧州委員会が、どのような事案において、どのような理由から、本件取引について競争上の懸念を認定し、欧州企業結合実務上極めて希な禁止決定⁵に至ったのか、当該決定に至る時系列と併せて紹介することとしたい。

2. 本件事案の概要及び時系列

(1) 事案の概要

本件取引は Illumina が Grail を 80 億ドル相当の現金等を対価として買収した事案⁶であり、Illumina を上流市場における事業者、Grail を下流市場における事業者とする垂直型企業結合(サプライチェーンの上流・下流という垂直的な関係にある事業者同士の企業結合)におけるいわゆる投入物閉鎖が問題となった事案である。

Illumina は米国を拠点とするゲノム解読事業者であり、遺伝子解析のために使用される次世代シーケンサーシステム(next generation sequencing systems)(「NGS システム」)と呼ばれる医療機器を開発、製造及び販売している。Illumina の NGS システムは、様々な用途に使用されているところ、腫瘍学の分野においては、がんの発見又はがん患者のために最適な治療法の選択を可能とする血液をベースとした試験を開発・実施する事業者によっても使用されている。Illumina の 2021 年の世界売上は 45 億ドルであり、Illumina は欧州において直接又は販売代理店を通じて NGS システムを販売している。

Grail は米国を拠点とするヘルスケア事業者であり血液をベースとした早期がん検査を開発することに注力している。Grail の主力製品は多種類のがんを早期に発見する試験である「Galleri」であり、無症状のがん患者の血液サンプルから 50 程度のがんを

¹ [Illumina | Sequencing and array-based solutions for genetic research](https://www.illumina.com/solutions/genetics/sequencing/array-based-solutions-for-genetic-research.html)

² [Home - GRAIL](https://www.grail.com/)

³ [Commission prohibits acquisition of GRAIL by Illumina \(europa.eu\)](https://europa.eu/press-room/content/EN_IPRES_22_1117)

⁴ [CURIA - Documents \(europa.eu\)](https://europa.eu/press-room/content/EN_IPRES_22_1117)

⁵ 欧州委員会は過去 10 年で 3,000 件以上の企業結合を承認してきており、本件取引の禁止決定は過去 10 年で 10 件目となる。

⁶ [Disclaimer : \(europa.eu\)](https://www.illumina.com/news/press-releases/2016/0916-illumina-acquires-grail.html)。なお、Grail は Illumina により 2016 年に設立され、後にスピントフされた会社であり、Illumina は Grail の持分の 14.5%を既に保有していた。

発見することを目的としている。2021年4月、Grailは米国において Galleri の限定的な販売を開始している。

なお、本件事案は、Grail が欧州のみならず世界各国・地域において未だ売上を有していなかったことから、欧州企業結合規則 (Council Regulation (EC) No 139/2004⁷) 第1条に定められた企業結合届出基準⁸を満たさないのみならず、いずれの欧州連合加盟国の企業結合届出基準も満たさない事案であった⁹。

(2) 禁止決定に至る時系列

- ・2020年9月21日、Illumina 及び Grail は Illumina が Grail の支配権を獲得する旨のプレスリリースをそれぞれ公表¹⁰。
- ・2021年4月19日、欧州委員会は、フランス、ベルギー、ギリシャ、アイスランド、オランダ及びノルウェーからの欧州企業結合規則第22条¹¹に基づく本件取引の審査の付託要請を受理。欧州委員会は、本件取引は、欧州単一市場内の取引に影響を及ぼし、付託要請を行った加盟国の領域内の競争に重大な影響を及ぼすおそれがある、Grail の競争上の重要性はその売上高に反映されていないから付託要請は適正である旨判断¹²。
- ・2021年6月16日、欧州委員会は本件取引の届出を受理¹³。第一次審査の開始。
- ・2021年7月22日、欧州委員会は本件取引の第二次審査(詳細審査)を開始¹⁴。
- ・2021年8月18日、欧州委員会の企業結合審査が継続中であるにも関わらず、Illumina は Grail の買収の完了を公表¹⁵。
- ・2021年8月20日、欧州委員会は Illumina 及び Grail が欧州企業結合規則第7条の停止義務(standstill obligation¹⁶)に違反したか否かについて審査を開始¹⁷。
- ・2022年7月13日、欧州一般裁判所は欧州委員会による2021年4月19日の付託要請の受理決定を支持し、フランス、ベルギー、ギリシャ、アイスランド、オランダ及びノルウェー領域における本件取引の影響を審査する欧州委員会の管轄権を承認する判決¹⁸。
- ・2022年7月19日、欧州委員会は Illumina 及び Grail が欧州委員会から本件取引の承認を得る前に本件取引を実施したことにより欧州企業結合規則第7条に違反したとする異議告知書を送付¹⁹。
- ・2022年9月6日、欧州委員会は本件取引の禁止を決定。

⁷ [EUR-Lex - 32004R0139 - EN \(europa.eu\)](#)

⁸ ①全ての企業結合当事者の世界売上高合計が50億ユーロ超、かつ少なくとも2の企業結合当事者のEU域内売上高が2.5億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてそのEU域内売上高の2/3超の売上高を有する場合は除く。)又は②全ての企業結合当事者の世界売上高合計が25億ユーロ超、少なくとも3の加盟国において、全ての企業結合当事者の売上高合計が1億ユーロ超、少なくとも当該3つの加盟国において、少なくとも2の企業結合当事者の売上高が2,500万ユーロ、かつ少なくとも2の企業結合当事者のEU域内売上高が1億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてそのEU域内売上高の2/3超の売上高を有する場合は除く。)

⁹ [CURIA - Documents \(europa.eu\)](#)

¹⁰ [Illumina, Inc. - Illumina to Acquire GRAIL to Launch New Era of Cancer Detection](#)

[Illumina to Acquire GRAIL to Launch New Era of Cancer Detection - GRAIL](#)

¹¹ 欧州企業結合規則第22条は、一定の手続のもと、欧州連合加盟国が、欧州委員会に対して同規則第1条の企業結合届出基準を満たさない企業結合を審査するよう要請できる旨の規定であり、欧州連合加盟国間の取引に影響を与え、かつ審査要請国内の競争に重大な影響を与えるおそれがある企業結合が要請の対象となる。

¹² [Daily News 20 / 04 / 2021 \(europa.eu\)](#)

¹³ [Publications Office \(europa.eu\)](#)

¹⁴ [Mergers: in-depth investigation \(europa.eu\)](#)

¹⁵ [Illumina Acquires GRAIL to Accelerate Patient Access to Life-Saving Multi-Cancer Early-Detection Test](#)

¹⁶ 欧州委員会の承認を得る前に企業結合を実施してはならないとする義務。

¹⁷ [Mergers: Commission starts investigation \(europa.eu\)](#)

¹⁸ [CURIA - Documents \(europa.eu\)](#)

¹⁹ [Mergers \(europa.eu\)](#)

けた結果、欧州委員会は本件取引を禁止するに至っている。

① Illumina の保有する NGS 特許のうちいくつかを NGS システム供給事業者ライセンスすること及び中国の NGS システム供給事業者である BGI Genomics 社に対して欧米において特許訴訟を提起することを 3 年間停止すること。

当該措置は知的財産に関係する参入障壁を減少させ、NGS システム供給事業者、特に BGI Genomics 社がその製品を市場に供給することを容易にすることを目的としている。しかしながら、欧州委員会は、その分析及び広範囲にわたるマーケットテストの結果、当該措置は短期中期にみて Grail の競争事業者にとって Illumina に代わり得る信頼できる選択肢の出現を保証するものではないとした。特許ライセンスについては、特許がそもそも短期で消滅することとなっていたことや Illumina は競争事業者が代替的な NGS システムを開発するために必要とする他に多くの特許を有していたことから、その影響は限定的である。また、他の重大な障壁が Grail の競争事業者にとって信頼できる Illumina の代替となる選択肢の出現を妨げている。更には、当該措置は、仮に代替 NGS システムが出現したとしても、NGS システム供給事業者を変更することは長時間及び費用を要するプロセスであり、それが成功する保証もないという懸念を解消するに至っていない。

② 標準契約に規定された条件で Grail の競争事業者と合意すること(2033 年まで有効)。

当該措置は Grail の競争事業者が Illumina の NGS システムへのアクセスを継続できるようにすることを目的としている。しかしながら、欧州委員会は、その広範囲にわたる試験及び調査の結果、当該措置は Illumina が講じる可能性のあるあらゆる閉鎖戦略に対して効果的に対応できないため、実際には効果的でない可能性が高いとした。例えば、当該措置は Illumina が NGS システムに係る技術支援の質を低下させることによって Grail の競争事業者を閉鎖するリスクに効果的に対応できない。また、Illumina が当該措置に基づく義務を回避し、Grail に対して有利な取り扱いをすることにより、Grail の競争事業者が有効に競争することを困難にすることが容易である。更には、当該措置は、その複雑さ及び Grail の競争事業者が当該措置不履行を発見することがほとんどできないことから、当該措置の履行監視が困難である。


4. 企業結合実務への影響

本件取引についての欧州委員会の判断枠組み(投入物閉鎖の能力及びインセンティブの観点から競争上の懸念の有無を判断するという枠組み)に新規性はないが、2022 年 7 月 13 日の欧州一般裁判所判決及び今回の企業結合禁止決定によって、今後、対象会社を買収する場合、対象会社に欧州売上がないなどにより欧州及び欧州連合加盟国の企業結合届出基準を満たさなくとも、欧州連合加盟国から欧州委員会に付託要請があれば、欧州委員会が管轄権を行使する可能性があるのみならず、企業結合自体が禁止され得ることが明らかとなった²¹。

こうした欧州委員会による企業結合への積極介入が本件取引のようにヘルスケア分野においてイノベーションが関係した垂直統合の事案に限定されるか否かは定かではないが、限定的にみる合理的理由はないように思われる。今後、欧州及び欧州連合加盟国の企業結合届出基準を満たさない企業結合事案について欧州委員会がどの程度積極的に管轄権を主張し介入してくるのか、企業結合を実施する際の一つの考慮要素として検討されるべきである。いずれにせよ欧州当局の今後の動向が注目される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²¹ 但し、Illumina は欧州一般裁判所判決及び欧州委員会禁止決定を争う旨を明らかにしている。 [Press Release \(illumina.com\)](#)